

從業者移動防止令及施行規則の公布

今次支那事變發生以來軍需産業その他時局關係産業の勞務資源不足による弊害を防止する目的を以て一昨昭和十四年三月國家總動員法第六條に基き從業者雇入制限令の公布を見たが、舊令は今般更めて廢止せられ新しく從業者移動防止令が公布施行せらるることとなつた。同令並に同令施行規則を掲ぐれば以下の如くである。

從業者移動防止令 (勅令第七百五十號) (昭和十五年十一月八日)

第一條 從業者移動防止ノ爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基キ從業者ノ雇入及使用ノ制限並ニ解雇ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ指定從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十未滿ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

- 一 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル勞務者(以下指定勞務者ト稱ス)トシテ使用セラルル者

二 前號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ

於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定勞務者トシテ使用セラレ本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者

三 引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル技術者(以下指定技術者ト稱ス)トシテ使用セラルル者

四 引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定技術者トシテ使用セラレ本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者

第三條 何人ト雖モ工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲前條第一號又ハ第二號ノ指定從業者ニ對シ自ラ又ハ他人ヲシテ其ノ被

傭者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコトヲ得ズ他人ノ工場若ハ事業場ニ於テ使用セシムル爲又ハ指定技術者トシテ使用セシムル爲他人ノ被傭者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコト亦同ジ

第四條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲他人ヲ雇入レントストキハ豫メ其ノ者が指定從業者ナルヤ否ヲ確認スルコトヲ要ス但シ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

指定從業者工場若ハ事業場ニ於テ使用セラルル爲又ハ指定技術者トシテ使用セラルル爲雇入レントストキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ前歴ニ關スル事項ヲ職業紹介所長ニ報告スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ職業紹介所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レントストル場合ニ在リテハ雇入レントストル者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第五條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲雇入レントストル者が指定從業者ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 何人ト雖モ勞務供給契約ニ基キ工場又ハ事業場ニ於テ指定從業者ヲ使用スルコトヲ得ズ

第七條 職業紹介所長第五條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 第五條ノ規定ニ違反シテ指定從業者ヲ雇入レタル者アルトキハ職業紹介所長ハ其ノ者ニ對シ其ノ指定從業者ヲ解雇スベキコトヲ命ズルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消ヲ爲シタルトキ亦同ジ

第九條 地方長官從業者ノ移動ヲ防止スル爲必要アリト認ムルトキハ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ指定技術者又ハ指定勞務者ヲ雇傭スル者ニ對シ指定從業者以外ノ從業者ノ雇入ノ方法ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得

第十條 何人ト雖モ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第五條又ハ第六條ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ指定從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係人ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十二條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要

アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入又ハ使用ニ關

シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏

シテ指定従業者ヲ雇入レ若ハ雇入レントスル者又ハ

使用シ若ハ使用セントスル者ノ工場、事業場其ノ他

ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシ

ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル

場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十三條 第三條乃至第五條、第七條、第十條及第十

一條ノ規定ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ

指定従業者ヲ吏員トシテ採用スル場合ニ之ヲ准用ス

第十四條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル従業者ノ雇入

又ハ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十五條 本令ハ學校卒業者使用制限令及青少年雇入

制限令ノ適用ヲ妨ゲズ

第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝

鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ

樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地

方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リ

テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、

南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長ト

アルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ

在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺

太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南

洋廳支廳長トシ職業紹介所トアルハ朝鮮ニ在リテハ

國トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在

リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方

本令中職業紹介所ニ關スル規定ハ臺灣及南洋群島ニ
在リテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝

鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二

月五日ヨリ之ヲ施行ス

従業者雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シ

タル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖

モ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行ノ際現ニ従業者雇入制限令第一條第二號又ハ

第四號ニ該當スル者ニシテ本令施行前ニ於テ其ノ雇備

ヲ終了シタルモノハ其ノ雇備セラレタル場所ガ第二條

第一號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ該當

スル場合又ハ其ノ者ガ指定技術者ニ該當スル場合ニ於

テハ従業者雇入制限令第二條第二號ノ學校卒業者ニ該

當スル者ニ在リテハ其ノ雇備終了後一年間、其ノ他ノ

者ニ在リテハ其ノ雇備終了後六月間之ヲ本令ノ規定ニ

依ル指定従業者ト見做ス

従業者移動防止令施行規則

(厚生省令第五十一號
昭和十五年十一月十五日)

第一條 従業者移動防止令(以下令ト稱ス)第四條第二

項ノ前歴ニ關スル報告ハ雇入ニ依リ當該指定従業者

ノ使用セラルベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在

地(當該指定従業者ノ使用セラルベキ場所ガ本則施

行地外ニ在ルトキハ其ノ指定従業者ノ現在地)ノ所

轄職業紹介所長ニ對シ様式第一號ニ依リ之ヲ爲スベ

シ

雇入レラルル場合ハ令第四條第二項ノ前歴ニ關スル
報告ヲ爲サザルコトヲ得

第三條 令第五條ノ認可ノ申請ハ指定従業者ヲ雇入レ

ントスル者様式第二號ニ依リ令第二條第一號又ハ第

三號ノ指定従業者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ現ニ就業

スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業

紹介所長ニ對シ、同條第二號又ハ第四號ノ指定従業

者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ從前就業シタル工場、事

業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業紹介所長ニ對

シ之ヲ爲スベシ

前項ノ認可申請書ニハ令第四條第三項ノ規定ニ依リ

受理シタル第一條ノ前歴ニ關スル報告書アルトキハ

之ヲ添附スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依ル申請ニ當該指定従業者ヲ使用セ

ントスル工場事業場其ノ他ノ場所別ニ之ヲ爲シ且

其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地(當該指定

従業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所

ガ本則施行地外ニ在ルトキハ其ノ指定従業者ノ現

在地)ノ所轄職業紹介所長ヲ經由スベシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ指定従業者ノ

雇入ニ付職業紹介所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要セズ

一 前條第一項ノ規定ニ依リ雇入ニ付認可ヲ受クベ

キ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇入ルル場合

二 令第二條第一號又ハ第三號ノ指定従業者ノ雇入

ニ付テハ現在ノ使用者、同條第二號又ハ第四號ノ

指定従業者ノ雇入ニ付テハ從前ノ使用者當該指定

従業者又ハ其ノ者ヲ雇入レントスル者ニ對シ其ノ

者ノ雇入前豫メ様式第三號ニ依ル雇入同意書ヲ交
付セル場合

第五條 指定従業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケ又ハ前條ノ規定ニ依リ指定従業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケズシテ指定従業者ヲ雇入レタル者ハ雇入ノ日ヨリ五日以内ニ様式第四號ニ依リ當該指定従業者ヲ使用スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業紹介所長ニ其ノ旨報告スベシ

第六條 職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ職業紹介所官制第八條第二項ノ規定ニ基キ定メタル一般管轄區域ニ拘ラズ當該官吏ヲシテ本則施行地内ニ在ル關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得ルモノトス

第七條 令第十二條第二項ノ證票ハ様式第五號ニ依ルモノトス

附則

本則ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十四年^四厚生省令第四號従業者雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

(備考) 様式第一號乃至第五號の別掲省略

朝鮮總督府の臨時家族手当支給規則の公布

朝鮮總督府に於ては昭和十五年十月十日府令を以て判任官以下官廳職員に對する臨時家族手当の支給規則を公布したが、之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手当支給規則

(朝鮮總督府令第二百十五號
昭和十五年十月十日)

第一條 臨時家族手当ハ朝鮮總督府及所屬官署ノ判任官、同待遇者、囑託員(毎月一定ノ手当ヲ受ケ且常

時勤務ニ服スル者ニシテ部内ニ於テ高等官ニ準ズル待遇ヲ受ケザル者ニ限ル)、雇員又ハ傭人ニシテ扶養家族ヲ有スル者ニ之ヲ支給ス但シ左ノ各號ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 實收月額二百圓ヲ超ユル者
 - 二 俸給、給料又ハ手当ノ支給ヲ受ケザル者
 - 三 休職中ノ者(陸海軍ニ應召ノ爲休職ヲ命ゼラレタル者ヲ除ク)
 - 四 臨時ノ囑託員、雇員又ハ傭人(囑託又ハ雇傭ノ日ヨリ六月ヲ超エタル者ヲ除ク)
 - 五 國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者又ハ臨時陸海軍特設ノ事務等ニ従事スル者
 - 六 朝鮮總督府地方官官制第四條及第二十條ノ規定ニ依リ定員外タル者又ハ主トシテ公共團體ヨリ受クル給料若ハ手当ニ依リ生計ヲ維持スル者
 - 七 醫師其ノ他ノ囑託員ニシテ別ニ本業ヲ有スル者
 - 第二條 本令ニ於テ扶養家族ト稱スルハ職員(前條ニ規定スル者ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ト同一戸籍内ニ在ル左ニ掲グル者ニシテ主トシテ職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ
 - 一 配偶者
 - 二 滿六十歳以上ノ父母
 - 三 滿十八歳未滿ノ子
 - 四 不具癡疾者
- 雇出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ハ前項ノ規定ニ適用ニ付テハ之ヲ配偶者ト看做ス
- 第三條 臨時家族手当ノ額ハ月額二圓ニ扶養家族ノ員數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ月額十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 臨時家族手当ノ支給ヲ受クル者其ノ實收月額二百圓ヲ超ユルニ至リタル場合ニ於テ其ノ實收月額ガ従前ノ實收月額ト臨時家族手当トノ合算額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ差額ニ相當スル金額ヲ限度トシテ臨時家族手当ヲ支給スルコトヲ得

- 第五條 本令ニ於テ實收月額ト稱スルハ俸給、給料又ハ手当ノ月額(二以上ノ俸給、給料又ハ手当ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ合算額)ト左ノ各號ニ掲グル給與ノ月額(一圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ)トノ合算額ヲ謂フ
- 一 年功ニ依リ加給
 - 二 功勞加俸
 - 三 精勤加俸
 - 四 在勤加俸
 - 五 國境地方在勤者臨時特別手当
 - 六 交通至難地在勤手当
 - 七 航空加俸(月額ヲ以テ支給スルモノヲ除ク)
 - 八 特別手当
 - 九 朝鮮語獎勵手当
 - 十 舍監手当
 - 十一 航海日當
 - 十二 勤勉手当
 - 十三 普通恩給
 - 十四 其ノ他毎月又ハ定期ニ定額若ハ定率ヲ以テ給與スルモノ(實費辨償ノ性質ヲ有スル給與ヲ除ク)
- 前項ノ場合ニ於テ普通恩給ニ在リテハ其ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ以テ、定額ニ依リ支給スル日給ニ在リテハ其ノ三十日分ヲ以テ、航海日當、勤勉手当及功程拂ニ依リ支給スルモノニ在リテハ左ノ各號